

日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業
回遊型イベント企画運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月
山形市

1 目的

山形市（以下「本市」という。）が目指す「日本一の観光案内所」の整備に向け、本案内所の機能として、街なかへの回遊促進につながる案内機能や体験機能を想定しており、これらの具現化に向けて、山形駅周辺から街なかへの誘客及び回遊を促進するトライアル事業を昨年度に引き続き実施する。最大限の効果を発揮するため、山形芸妓文化の発信拠点である旧千歳館と、日本一の観光案内所の整備が予定されている山形駅周辺を結ぶような、回遊型の施策を講じるものとし、両エリアの連携を図った一体的なイベントの企画運営等を行うことを目的とする。

これらを踏まえ、「日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画運營業務」（以下「本業務」という。）委託の実施に当たっては、価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価して最も適切な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）及び優先交渉権者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」という。）（以下これらを「優先交渉権者等」という。）を選定するものとする。

2 概要

(1) 業務名

日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画運營業務

(2) 委託内容

「日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画運營業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

(4) 提案上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 参加者の資格要件

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人若しくは複数の法人又は個人で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 対象業務に対応する種目について、山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 市の指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

ク 税の滞納がないこと。

(2) 共同（グループ）での参加

共同（グループ）で参加する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 共同企業体等で参加する場合は、共同企業体等を構成する全ての事業者が上記アからクまでの参加資格要件を満たすものとする。

イ 代表企業が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。

- ウ 代表企業及び共同企業体等の構成員のうち業務遂行に大きな影響を及ぼす者の変更は、原則として認めない。
- エ 同一の事業者が複数の共同企業体等の構成員を兼ねることはできない。
- オ 単独で参加する事業者は、他の共同企業体等の構成員となることはできない。

4 提案に求める条件

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で、別紙1「日本一の観光案内所基本構想」及び別紙2「旧千歳館エリア・リノベーション事業基本構想」に沿った内容とすること。
- (2) 花小路エリアのイベントの内容や地域店舗の取りまとめなどの企画及び運営にあたっては、地域の自走化につながるよう地元商店街や振興会等の地域団体との連携が必要になるため、旧千歳館エリアマネジメントに携わる事業者と協議・調整し、業務を行うことを踏まえた内容とすること。
- (3) イベント開催日までの準備期間が限られているため、出店者や出演者等について調整を行った上で提案をすること。
- (4) 提案は基本仕様書に沿った内容とすること。
- (5) 関連法令並びに山形市の条例等を遵守した内容であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした内容でないこと。

5 スケジュール

内容	日時
①公募開始及び資料等の公開	令和7年7月17日(木)
②実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間	令和7年7月17日(木)～23日(水)午後5時まで
③質問に対する回答	令和7年7月28日(月)午後5時まで
④参加申込受付期間	令和7年7月23日(水)～30日(水)午後5時まで
⑤参加要件適格確認結果の通知	令和7年8月1日(金)
⑥企画提案書等の提出期限	令和7年8月6日(水)午後5時まで
⑦書類審査の結果通知	令和7年8月8日(金)
⑧審査委員会(プレゼンテーション)の開催	令和7年8月19日(火)
⑨審査結果通知	令和7年8月下旬
⑩契約締結	令和7年8月下旬

※ 窓口で企画提案書等の提出をすることができる日時は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除いた午前9時から午後5時までの間に限る。

6 実施要領及び仕様書等に関する質問

実施要領及び仕様書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問その他当該公募型プロポーザルの審査に支障が生ずる質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
令和7年7月17日(木)～23日(水)午後5時(必着)
- (2) 質問方法
質問書(様式1)により電子メールで質問すること。電子メールの件名は「(質問)日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画・運營業務」とし、当該電子メールが受信されているかについて必ず電話で事務局に確認すること。
- (3) 質問先
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部旧千歳館整備室
電話：023-641-1212(内線421)
電子メール：kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp

- (4) 回答方法
ア 回答日時 令和7年7月28日(月)午後5時まで
イ 回答方法 山形市公式ホームページに質問及び回答を掲載する。

7 参加申込及び参加要件適格確認

- (1) 申込期間
令和7年7月23日(水)～30日(水)午後5時まで
- (2) 申込方法
提出書類を郵送又は持参(持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出書類
ア 参加申込書【様式2】
※事業グループで参加する場合は、様式2「別紙 共同参加事業者構成表明書」も提出すること。
イ 会社概要書【様式3】
ウ 業務実績書【様式4】
エ 誓約書【様式5】
オ 秘密保持誓約書【様式6】
カ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書(写し可)※前事業年度分とする。
※事業グループで参加する場合、イ～カは事業者ごとに作成し提出すること。
- (4) 提出部数
各1部
- (5) 提出先
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部旧千歳館整備室
- (6) 参加要件適格確認
提出された書類をもとに参加資格要件の適格性の確認を行い、令和7年8月1日(金)までに当該参加者にその結果を通知するとともに、プレゼンテーション審査に参加する者には、プレゼンテーション審査の時間、場所等の詳細について併せて通知する。
参加資格要件の適格性の確認の結果、参加資格を有しない者については、本公募型プロポーザルへの参加を認めない。

8 企画提案書等の提出

「7 参加申込及び参加要件適格確認」により、参加資格要件を満たすと認められた者は、次のとおり企画提案書を作成して提出するものとする。

- (1) 提出書類
ア 企画提案書【任意様式】
(ア) A4用紙ヨコ(両面印刷)とし、ページ番号を付与すること。
(イ) 参加事業者(事業グループの構成員を含む。)が特定できる語句等は記載しないこと。ただし、正本にのみ、事業者名(事業グループの場合は代表事業者名)を記載すること。
イ 経費見積書【様式7】
(ア) 見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならないものとする。
(イ) 見積金額の内訳は、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。
(ウ) 本業務により発生する収益を計算し、かかる費用から差し引いた金額を見積額とすること。
(エ) 提出された見積金額が提案上限額を超えている場合は、失格とする。
- (2) 提出部数

ア 10部（正本1部、副本9部）

※副本とは、プレゼンテーション用の資料として使用する、事業者等（事業グループの構成員を含む。）を特定できる記載（事業者名、住所及び社章等）がない書類のこと（8(1)イ(イ)参照）。

イ 提出書類を入れたDVD-R 1枚

※ファイル形式は、元のファイル形式とPDF形式の2形式で提出すること。

(3) 提出期限

令和7年8月6日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

提出書類を郵送等（締切日必着）又は持参（土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）にて提出すること。

(5) 提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市商工観光部旧千歳館整備室

9 優先交渉権者の選考に関する事項

(1) 公募型プロポーザル審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、契約候補者を選定する。なお、審査委員は3名とする。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査において、審査委員に対し参加者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名、ロゴマーク等の一切を公開しないで匿名で評価を行う。

(3) 書類審査

参加者が6者以上の場合には、プレゼンテーション審査に参加できる者（5者程度）の選考を目的とし、別表「評価基準表」に基づき、審査委員による書類審査を実施する。書類審査の結果は、令和7年8月8日（金）までに全ての参加者に対して電子メールにより通知する。

(4) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 会場及び実施時間

会場及び実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局から電子メールにより通知する。

イ 実施方法

(ア) 参加することができる人数は3名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。参加者は、社員証を携帯すること。

(イ) 持ち時間は、25～30分以内（説明15～20分、質疑応答10分）とする。

(ウ) 審査の順番は、法人名又は事業者名の五十音順（又は参加表明書の受付順）とする。

(エ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、市が用意する。接続はHDMIケーブルを可能とする。

(オ) 説明内容は、提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、追加資料は認めない。

(カ) 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(5) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別表「評価基準表」に基づき企画提案書の評価を行う。

(6) 選定方法

- ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い者を契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高い者を次点の候補者（以下「次点者」という。）として選定する。
- イ 合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、別表「評価基準表」における「持続可能性」の評価点が高い者を上位とする。
- ウ 各審査委員の配点の合計得点の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合は、当該公募型プロポーザルに係る契約の候補者とししないものとする。
- エ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を行う。その場合は、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (7) 審査結果の通知
優先交渉権者等を決定したときは、令和7年8月下旬頃まで全ての参加者に対して文書により当該結果を通知するものとする。審査結果について異議を申し立てることはできない。
- (8) 審査結果の公表
優先交渉権者を決定したときは、次に掲げる事項を山形市公式ホームページに掲載する。電話、手紙等による審査結果に関する問い合わせには、一切応じない。
- ア 業務名
- イ 公募型プロポーザル審査委員会の開催日
- ウ 提案事業者数
- エ 優先交渉権者（名称、所在地、構成）
- オ 審査結果
- カ 次点者の有無

10 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 失格事項
次に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とし、審査の対象としない。
- ア 本実施要領に定める事項に違反したもの
- イ 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
- ウ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が11,000,000円を超えるもの
- エ 期間内に提出書類を提出しなかったもの
- オ 審査委員会の委員に対し、当該公募型プロポーザルに係る業務に関して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの
- カ 審査の公正性・公平性に影響を与える不誠実な行為をしたもの
- キ その他本業務の遂行にふさわしくないと認められるもの
- (2) 辞退
参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式8】を提出すること。
- (3) 著作権・特許権等
- ア 企画提案に関する著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり市が必要と認めるときは、当該参加者の同意を得た上で提案書類の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。
- イ 企画提案の内容に含まれる著作権、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標特権をいう。）その他日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）の対象となるものを企画提案に使用する場合は、提案者が権利者の承諾を得るものとする。
- ウ 著作権等の対象となるものを企画提案に使用した結果生ずる責任の一切は、当該提案者が負うものとする。
- (4) 提出書類の変更の禁止
企画提案書等の提出期限後の修正、追加、差替及び再提出は認めない。ただし、市が補正を求める場合を除く。
- (5) 複数提案の禁止
参加者は、複数の企画提案書の提出はできない。
- (6) 使用言語及び単位

提出書類の作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(7) 返却等

提出された書類は、返却しない。

(8) 費用負担

企画提案書等の作成、提出及び本公募型プロポーザルに参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(9) 情報公開

ア 提出書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を除く。

イ 提出書類の内容に非公開情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書（任意様式）により該当部分及び理由を申し出ることができる。

ウ 優先交渉権者等の選定に影響が生ずるおそれがあるとして非公開の決定をした情報について、当該優先交渉権者等の選定が終了した後に当該情報の公開請求があった場合は、当該情報は公開の対象となる。

(10) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領の内容に同意したものとする。

イ 電子メール等の通信事故について、市はいかなる責任も負わない。

ウ 本公募型プロポーザルに係る提出書類については、全て押印不要とする。

11 契約の締結

(1) 契約の締結方法

ア 市と優先交渉権者との間で本業務についての協議を行い、仕様の内容を確定させた上で見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。当該協議には、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲での企画提案内容の変更を含む。

イ 優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を終了し、次点者と（審査委員会における審査結果が上位の者から順に）契約締結に向けて仕様の内容について協議を開始するものとする。

(2) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第8条に該当する場合を除く。

(3) 委託料の支払方法

完了払いとする。

12 問い合わせ及び書類提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市商工観光部旧千歳館整備室

TEL 023-641-1212（内線421）

FAX 023-641-1899

Mail kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp

日本一の観光案内所の機能具現化に向けたトライアル事業 回遊型イベント企画運営業務
評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
1 事業に関する事項			110
(1)本業務の理解度	①現状・課題分析	山形市の現状や課題、本業務の目的を十分理解しているか	5
	②業務理解	仕様書記載の内容が網羅されて企画内容に反映されているか	5
(2)実績		同種、類似の業務の実績を有しており、業務を遂行するために必要十分な知識、知見を有し、活用されているか	5
(3)持続可能性		イベント実施で終わらず、その成果を継続的な観光振興につながるものとなっているか	20
(4)実現性	①スケジュール	事業スケジュールは具体的な内容になっており、実効性の高いものとなっているか	10
	②実施体制	円滑な事業実施が可能な体制が整えられているか	10
(5)集客力	①PR	ターゲットとする対象者の興味、関心を促す効果的な告知、広報ができていますか	10
	②参加者	ターゲットとする対象者の来場、参加を促す仕掛け、取り組みとなっているか	10
(6)回遊性	①誘客	山形市中心市街地への誘客につながる企画内容となっているか	10
	②消費額	山形市中心市街地の商店、小売店等の消費額向上に寄与する企画内容となっているか	10
(7)文化継承		イベントや体験コンテンツ等を通じて、山形の文化を次世代に継承するきっかけとなる効果的な取り組みが提案されているか	10
(8)独自性		その他集客やPRにつながるような効果的な独自の企画提案がなされているか	5
2 価格に関する事項			10
(1)見積額		見積書の内容が提案内容と整合性がとれており、経費積算が明解で無駄がなく、適正なものとなっているか	10